

宮城県若年性認知症施策総合推進事業

H30.5.9 時点

<事業目的>

若年性認知症(65歳未満で発症した認知症)は、働き盛り世代での発症が多く、雇用継続等の就労支援、障害福祉制度の活用、介護保険に寄らない居場所づくりなど、その特性に配慮した支援が必要となることから、専門の支援者を配置し、個別相談の充実や関係機関とのネットワーク構築等を行うことで、若年性認知症の人が安心して自分らしく過ごせる支援体制を整備する。



<事業内容> (1~3, 5:委託, 4:直営)

1 若年性認知症支援コーディネーター設置

- 目的 若年性認知症の特性に応じた相談体制を充実する。
- 内容 若年性認知症の人や家族等からの相談及び支援関係者、雇用企業等からの各種相談に応じる。

2 若年性認知症圏域意見交換会

- 目的 若年性認知症の人や家族が複数集める場を設け、ニーズの把握及び当事者同士のネットワークや安心して過ごせる居場所づくりを推進する。
- 方法 若年性認知症の人や家族を身近な単位(圏域)で集めて意見交換会や交流会を開催する。



3 若年性認知症自立支援研修会

- 目的 若年性認知症支援に関わる雇用対策・障害福祉・高齢者福祉等の関係機関の理解促進を図り、適切な支援ができる人材を育成するほか、一般県民や当事者・家族の若年性認知症に対する偏見を解消する。
- 方法 若年性認知症支援に関わる関係者に対して、その特性に応じた支援に必要な知識・技術を習得するための研修を行うほか、一般県民や当事者・家族等を対象として若年性認知症に関する正しい理解に関する研修会を開催する。

4 若年性認知症自立支援ネットワーク会議

- 目的 若年性認知症の人に対して、発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援体制を構築する。
- 方法 医療、介護、福祉、雇用支援の関係者が連携するための会議を設置する。

5 若年性認知症理解促進・普及啓発

- 目的 一般住民や企業関係者などに若年性認知症に関する普及啓発を行い、若年性認知症の人と家族が安心して暮らせる社会づくりを推進する。
- 方法 若年性認知症の理解促進を図るために、チラシやパンフレット等を作成・配布する。

<事業内容別実施時期>

事業内容	実施時期	
	H29	H30~
1 若年性認知症コーディネーター設置 (個別相談・連絡調整)	○ ※9ヶ月	○
2 若年性認知症圏域意見交換会	△ ※一部実施	○
3 若年性認知症自立支援研修会	○	○
4 若年性認知症自立支援ネットワーク会議	○	○
5 若年性認知症理解促進・普及啓発	△ ※一部実施	○